

一般質問通告書

(質問要旨)

一 館山市のパワーハラスメント防止対策について

6月1日から、職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました。事業主が雇用管理上必ず講ずべき措置として、主に

- ◆事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、
- ◆相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、
- ◆職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応、
- ◆併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）、

などが厚生労働大臣の指針に定められましたが、館山市としてはどのような方針で対応しているか伺います。

二 館山市における自殺防止対策への取組みについて

平成28年に改正された自殺対策基本法において、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。千葉県でも平成30年に「第2次千葉県自殺対策推進計画」が策定され、「自殺の多くは（中略）個人の問題として片づけられない社会的要因が背景にあることから、その対策は社会全体で取り組んでいかなければなりません」とされています。

そこで、館山市の自殺防止対策計画の策定状況について伺います。

上記のとおり通告します。

令和 2 年 6 月 2 日

館山市議会議員 室 厚 美

館山市議会議長 石 井 信 重 様

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

事務局記入欄